

様式③

令和 2 年 2 月 14 日

現場説明の質問に対する回答書

入札参加者 様

環境創造局下水道設備課長

松本 信幸

工 事 名	新羽ポンプ場発電設備工事				
調達公告日	1 月 14 日	調達公告番号	第 3 号	契約番号	1921010573

現場説明に対する質問及び回答は次のとおりです。

質問要旨	回答
1. 特記仕様書には、継続随意契約の工事内容として、建築工（燃料タンク築造工等含む）と記載されています。ガスタービンエンジンの納入に伴い、既存発電機建屋の改修が必要になると思われませんが、建屋躯体の改修工事、空調・衛生工事、建築電気工事などは、継続随意契約工事に含まれるのでしょうか。（特記仕様書 第 1 条・2 図番 5/13）	1. 継続随意契約工事に含まれます。
2. 新羽ポンプ場の発電機建屋について、外壁・断熱材・保温材等にアスベスト等の有害物質は含まれていますでしょうか。（図盤 1/13）	2. 現時点では不明であるため、契約後の協議とします。
3. 仮設変圧器盤 2 次盤～既設 No.31 雨水ポンプ/ No.32 雨水ポンプ(NP-HC06)間の既設盤へのケーブルの繋ぎ込みも本工事範囲と考えてよろしいですか。（図番 5/13 新羽ポンプ場単線結線図）	3. 本工事に含まれます。
4. ガスタービン 2 は港北水再生センターに仮設することとなっておりますが、本工事竣工時にガスタービン 1 は	4. 港北水再生センター内に搬入することを想定しています。詳細な場所については契約後の協議とします。

<p>どこへ設置すれば良いでしょうか。</p> <p>5. 本工事竣工時にガスタービン1を出荷せずに工場保管とする場合、その保管費は継続随意契約工事に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>6. ガスタービン2について、防音パッケージ外での騒音値85dB未満と記載がありますが、敷地境界線における騒音値の記載がありません。消音性能は、防音パッケージ外での騒音値のみを満たせばよろしいでしょうか。</p> <p>7. 仮設受配電設備の仮設期間28カ月に対して、仮設発電設備の仮設期間が記載されていません。仮設期間をご教示願います。</p> <p>8. 仮設受変電設備および仮設発電設備の本工事完成後の維持管理費（ガスタービンの定期点検や消耗部品の交換など）は継続随意契約工事に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>9. 仮設発電設備の運転・停止は、仮設発電機盤からの操作と既設受変電設備からの信号による操作のみと考え、仮設発電機盤側に停復電自動制御回路は構築しないものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>10. 既設受変電設備に改造が必要な場合、その改造及び試験は継続随意契約工事以外の別途工事に含まれると考え</p>	<p>5. 回答4のとおり想定しているため、保管費は見込んでいません。</p> <p>6. 本市条例に準拠することが必要です。</p> <p>7. 継続随意契約工事において、仮設で使用した発電設備を新羽ポンプ場内へ移設することを想定しています。仮設発電設備の仮設期間は、移設するまでの期間です。</p> <p>8. 維持管理は、継続随意契約工事に含むものとします。</p> <p>9. そのとおりです。</p> <p>10. そのとおりです。</p>
---	---

<p>てよろしいでしょうか。</p> <p>11. 仮設発電機の故障信号を出力する先の装置（監視装置等）に改造が必要な場合、その改造及び試験は継続随意契約工事以外の別途工事に含まれると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>12. 仮設発電機補機変圧器盤の一次側ケーブルのうち、〈UC-DBC21〉に繋がるケーブルは本工事の範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>13. 内発協の発電機容量計算によると、6500kVAの発電機でNo. 33, 44雨水ポンプを同時運転させることはできません。貴局による発電機容量計算結果を公開いただけないでしょうか。</p> <p>14. 継続随意契約工事の工事範囲や機器仕様が分かる資料（単結、配置図、空気系統図、ケーブルルート図、給換気ファンの有無、消音器の数量と騒音値など）を公開いただけないでしょうか。</p> <p>15. 継続随意契約工事において、既設メーカーの機器の改造が必要な場合、それらの改造及び試験は、別途工事の範囲内と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>16. 継続随意契約工事において、新規機器と既設機器を組み合わせで既設メーカーと共に停復電制御などの現地試験を行う必要があると想定されますが、</p>	<p>11. そのとおりです。</p> <p>12. そのとおりです。</p> <p>13. 対象の負荷は特記仕様書のとおり、No. 33, 43雨水ポンプです。発電機容量については、内発協に基づき発電機計算出力の95%以上を選定し、運転可能という想定です。</p> <p>14. 添付の既設の配置が分かる平面図・断面図を参照してください。</p> <p>15. そのとおりです。</p> <p>16. そのとおりです。</p>
---	--

<p>既設メーカーの現地試験技派は別途工事の範囲内と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>17. 本工事にて設置する仮設発電設備は、商用電力との系統連系は行わないものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>18. 図番 3/13、図番 4/13 に記載のある高圧ケーブルの線種及びサイズをご教示願います。</p> <p>19. 既設受配電設備へケーブルを接続する際の設備停止及び養生作業は横浜市様にてご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>20. 新羽ポンプ場で既設受電に加えて臨時受電を行うために必要な電力会社協議は実施済みと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>21. 特記仕様書第 5 条 2 項(8)に「仮設発電設備と既設受配電設備の間のケーブルについては、高圧動力ケーブルのみを行い、低圧動力ケーブル及び制御ケーブルの敷設については含まない。」と記載がありますが、図番 7/13 では仮設発電設備と NE-BT01 間にケーブルを敷設する記載があります。どちらが正と考えればよろしいでしょうか。</p> <p>22. 本工事にてケーブル敷設を行うルート上に、アスベストが含入された建設資材は無いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>17. そのとおりです。</p> <p>18. 図面及び仕様書からの判断とします。</p> <p>19. 機器の操作は本市の対応としますが、手順書の作成や、感電防止等の安全措置は本工事に含まれます。</p> <p>20. 計画段階における事前協議は実施済みです。</p> <p>21. 特記仕様書のとおり、低圧動力ケーブル及び制御ケーブルの敷設については、本工事に含まれません。</p> <p>22. 現時点では不明なため、契約後の協議とします。</p>
--	--

<p>23. 港北水再生センターから新羽ポンプ場まで敷設する高圧ケーブルは、FEP管を用いた転がし敷設（埋設なし）で行うと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>23. 転がし敷設の想定です。しかし、水再生センターの維持管理上、支障をきたさないようにする必要があります。</p>
<p>24. 水管橋部（鶴見川上）は高圧ケーブルの敷設が可能な電線路もしくは余地があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>24. 設置が可能である想定です。</p>
<p>25. 水管橋部（鶴見川上）は人の通行は可能でしょうか。また積載荷重制限はありますか。</p>	<p>25. 人の通行は可能です。積載荷重の制限はありません。</p>
<p>26. 仮設発電設備の設置場所は更地の状態で提供いただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>26. 基礎がある状態での提供です。</p>
<p>27. 仮設発電設備を設置するにあたり、消防署および経済産業省との協議は実施済みでしょうか。また、施工に伴い消防署および経済産業省からの指導事項はありますか。</p>	<p>27. 計画段階での協議は実施済みです。指導事項は、仮設での運用であっても常用設備としての扱いになることです。</p>
<p>28. 仮設発電設備を設置するにあたり、油水分離槽は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>28. 設計には見込んでいません。</p>
<p>29. 仮設発電設備を設置するにあたり、地盤改良や杭基礎は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>29. 不要と考えていますが、支障なく仮設運用できることの確認は必要です。</p>
<p>30. 基礎工事にて発生する残土は、基礎撤去後の復旧作業（埋め戻し）まで場内に仮置きが可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>30. そのとおりです。</p>

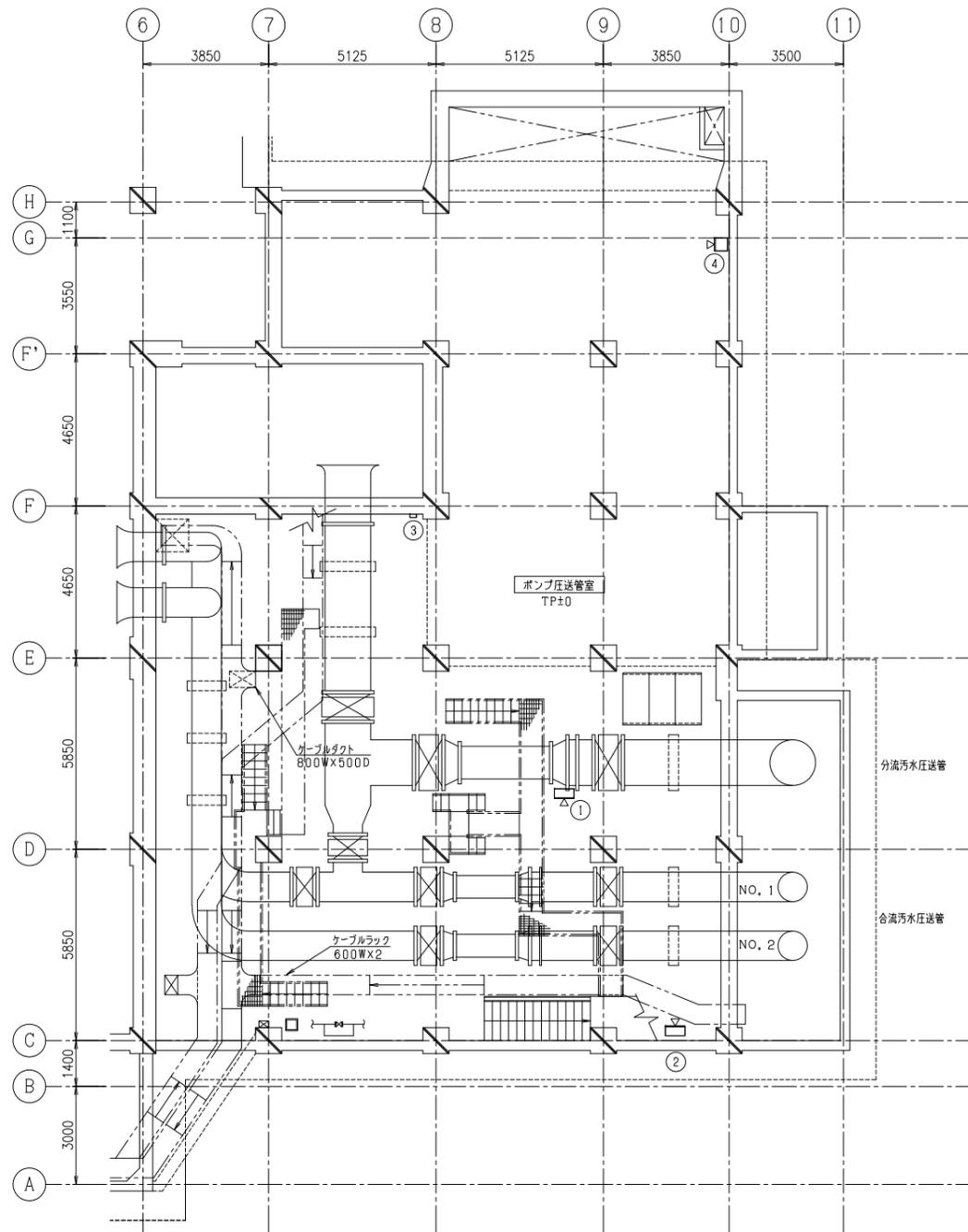
<p>31. 既設 BDF タンクから仮設発電設備間の燃料配管施工に際し、配管トラフは不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>31. 不要だという想定です。しかし、水再生センターの維持管理上、支障をきたさないようにする必要があります。</p>
<p>32. 既設 BDF タンクから仮設発電設備間の燃料配管施工に際し、返油系統(ポンプ、配管)は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>32. 不要と考えていますが、必要な場合は別途協議とします。</p>
<p>33. 特記仕様書第1条2項(1)に「発電設備2台の移設」とありますが港北水再生センターに設置する仮設発電設備1台の移設と考えてよいでしょうか。</p>	<p>33. 仮設として利用しない1台も含まれません。</p>
<p>34. 臨時受電に必要な電気料金(基本料金、電力量料金)は横浜市様が負担すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>34. そのとおりです。</p>
<p>35. 上記質問について、請負者にて負担する場合、本工事完成後の電気料金は継続随意契約工事に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>35. 本市負担のため含まれません。</p>
<p>36. 仮設変圧器(4000kVA)を設置するにあたり、地盤改良や基礎は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>36. 不要と考えていますが、必要な場合は別途協議とします。</p>
<p>37. 図番7/13に記載のある高圧ケーブル布設は、電気室(入線部、ピット部)既設電路流用と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>37. そのとおりです。</p>
<p>38. 特記仕様書 p.7 に、既設屋外燃料タンク洗浄とありますが、既設燃料は排出済と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>38. そのとおりです。</p>

39. 特記仕様書 p.5 に記載のある、仮設発電機設置予定場所の近隣施設に対し、防音対策（壁、シートなど）は必要でしょうか。

40. 仮設変電設備と仮設発電設備の設置予定場所の地中に、埋設物（構造物・干渉物・障害物）はないと考えてよろしいでしょうか。

39. 本市条例に準拠することが必要です。満たせない場合は必要です。

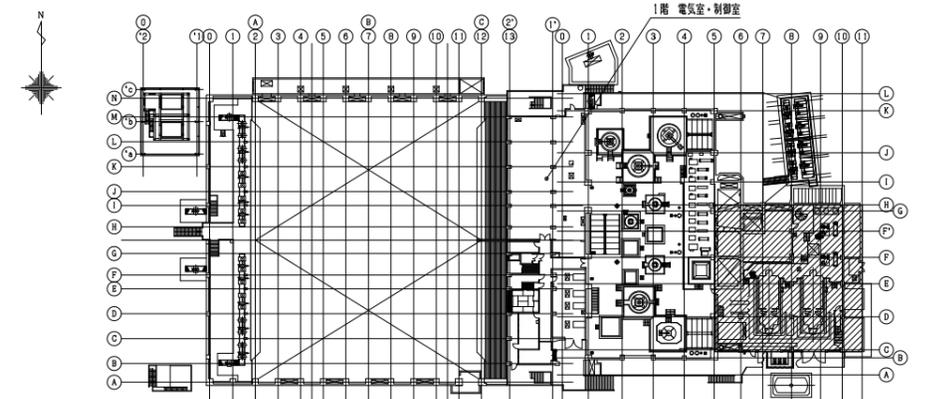
40. それぞれの設置予定場所の地中には構造物がありますが、現時点では支障がないと考えています。支障がある場合は別途協議とします。



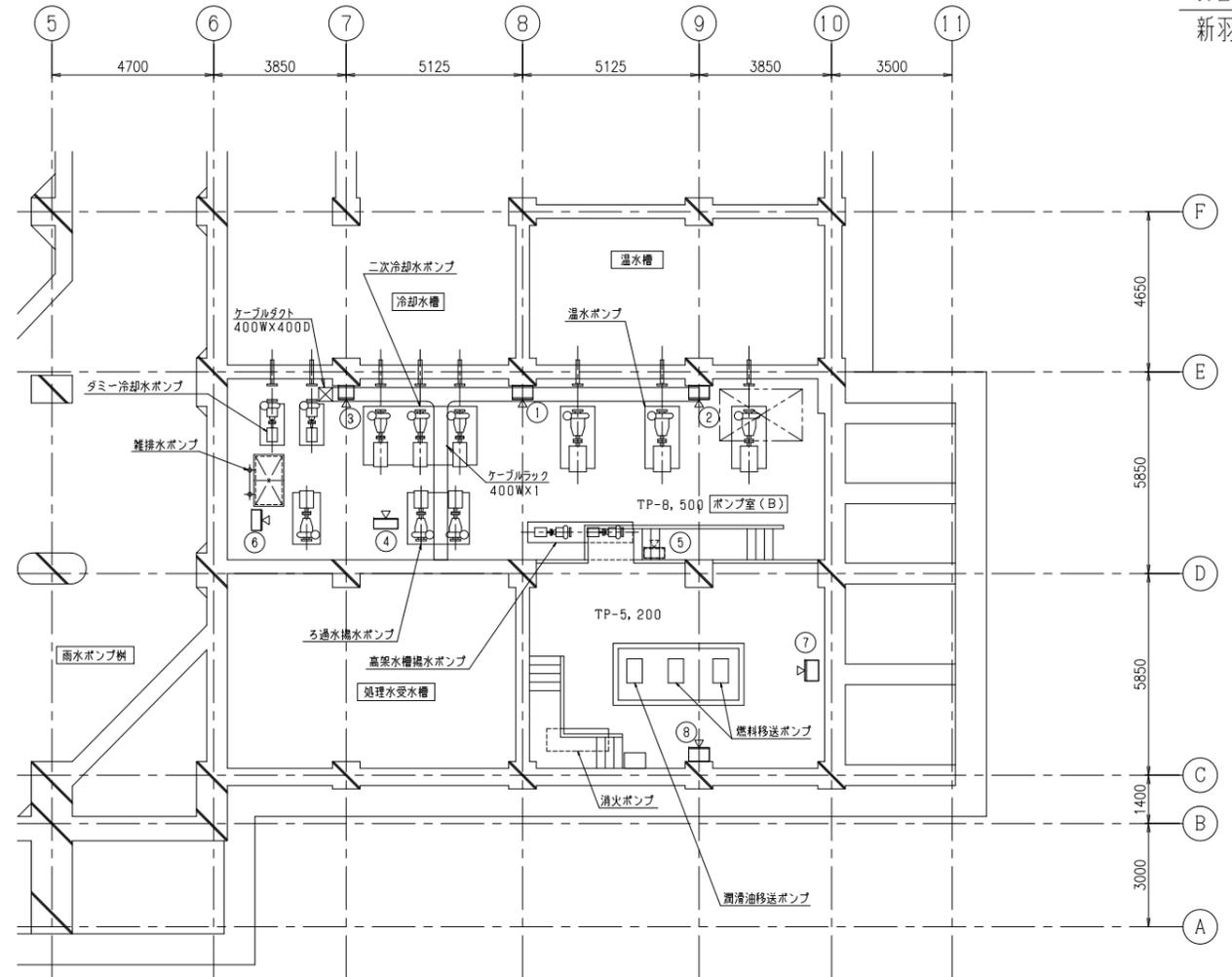
地下1階下部 平面図

地下1階下部 機器リスト

番号	機器記号	機器名称	面数	備考
①	NP-LB11	分流圧送電動弁	1	屋内ポスト形
②	NP-LB21	合流圧送電動弁	1	屋内ポスト形
③	-	FMコントロール盤	1	屋内壁掛形
④	NH-LB16	NO, 3B1F排水ポンプ	1	屋内壁掛形



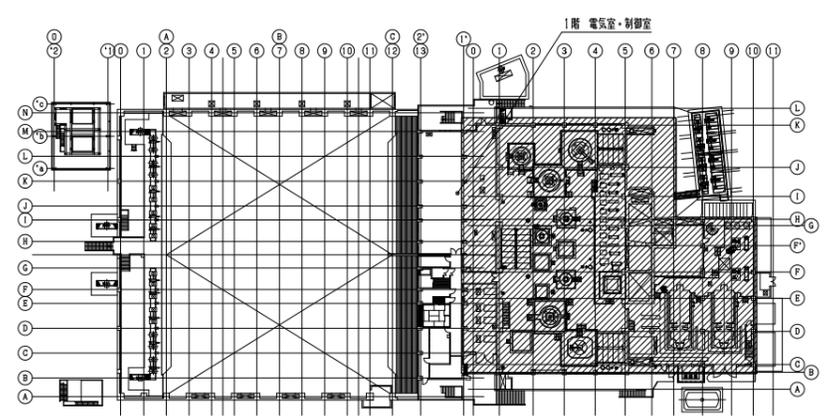
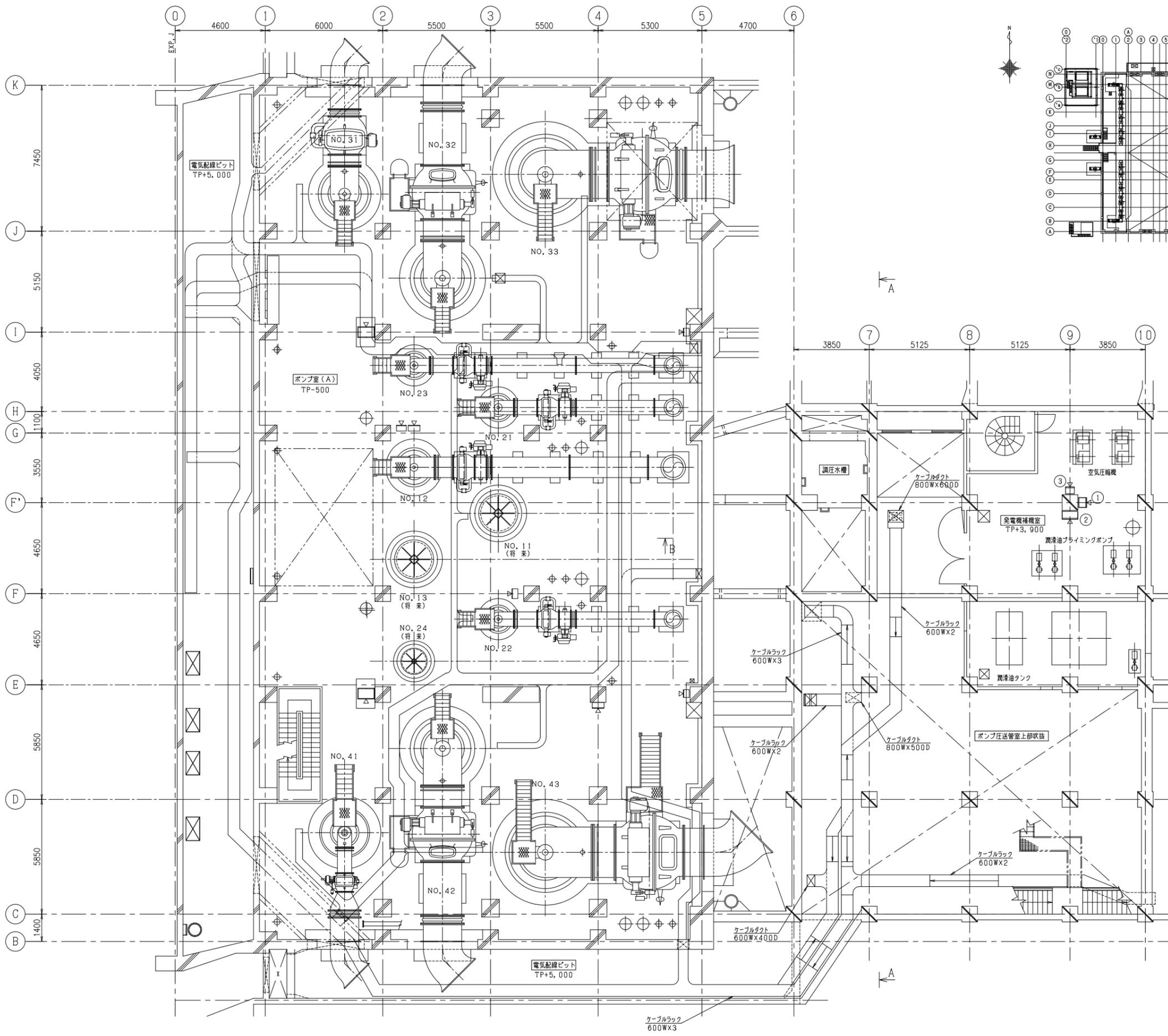
KEY PLAN
新羽ポンプ場1F



地下2階 平面図

地下2階 機器リスト

番号	機器記号	機器名称	面数	備考
①	LB-G3	二次冷却水ポンプ	1	屋内壁掛形
②	LB-G4	温水ポンプ	1	屋内壁掛形
③	LB-G5	ダミー冷却水ポンプ	1	屋内壁掛形
④	NH-LB17	ろ過水揚水ポンプ	1	屋内ポスト形
⑤	NH-LB18	高架水槽揚水ポンプ	1	屋内壁掛形
⑥	NH-LB19	雑排水ポンプ	1	屋内ポスト形
⑦	LB-G8	燃料移送ポンプ	1	屋内ポスト形
⑧	LB-19	消火ポンプ	1	屋内壁掛形



KEY PLAN
新羽ポンプ場1F

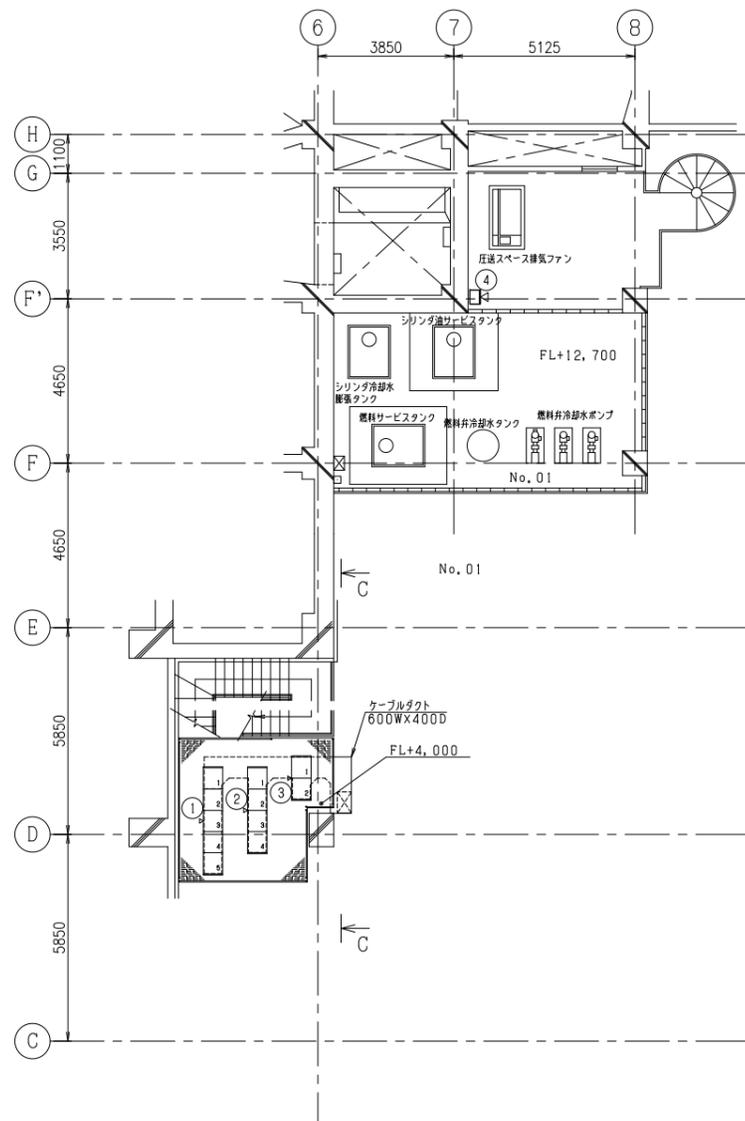
地下1階 発電機補修室 機器リスト

番号	機器記号	機器名称	面数	備考
①	LB-GA1	二次冷却水仕切弁	1	
②	LB-G2	潤滑油プライミングポンプ	1	
③	LB-G9	空気圧縮機	1	

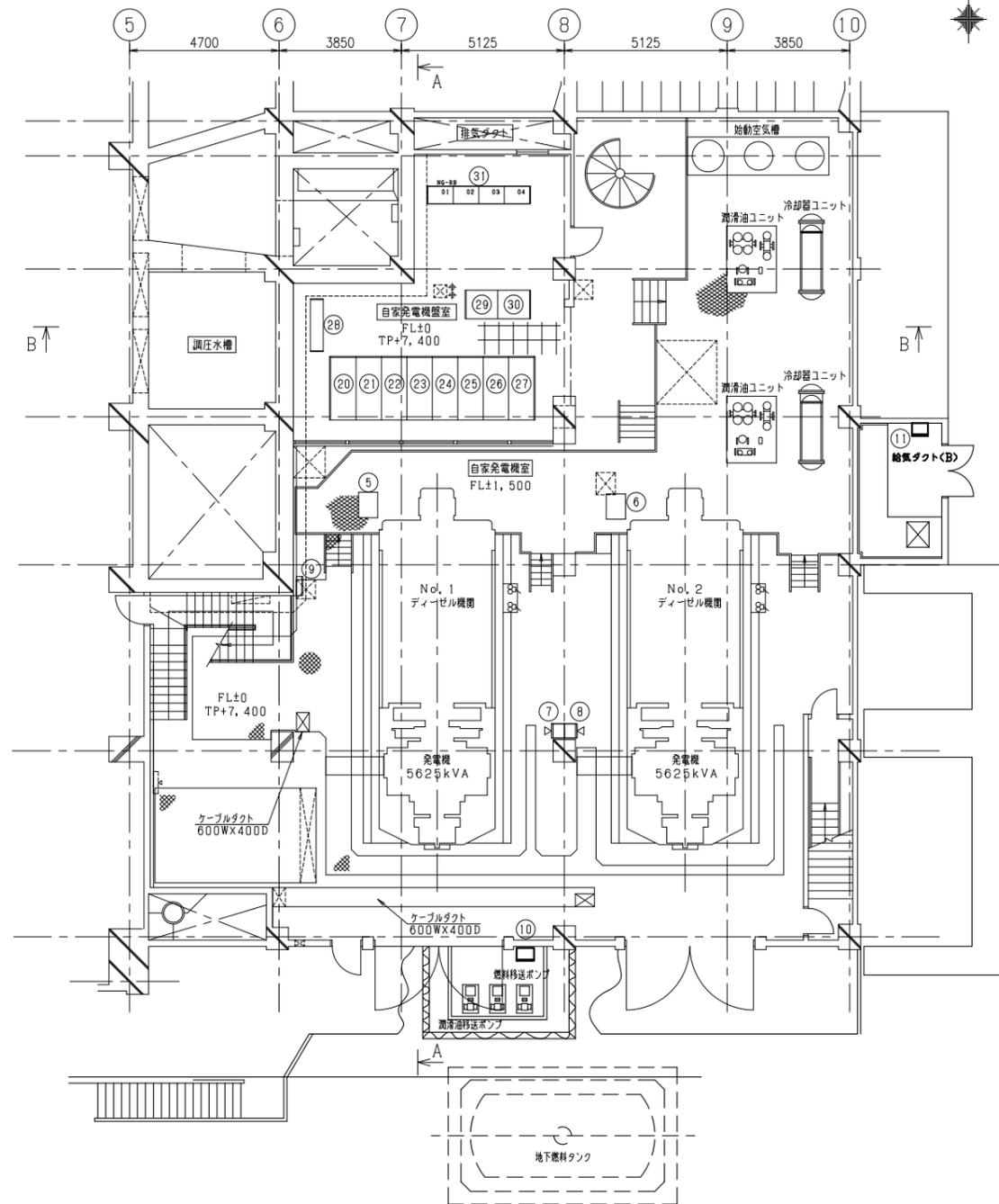
地下1階 平面図

図名	既設地下1階平面図	縮尺	1/200
----	-----------	----	-------

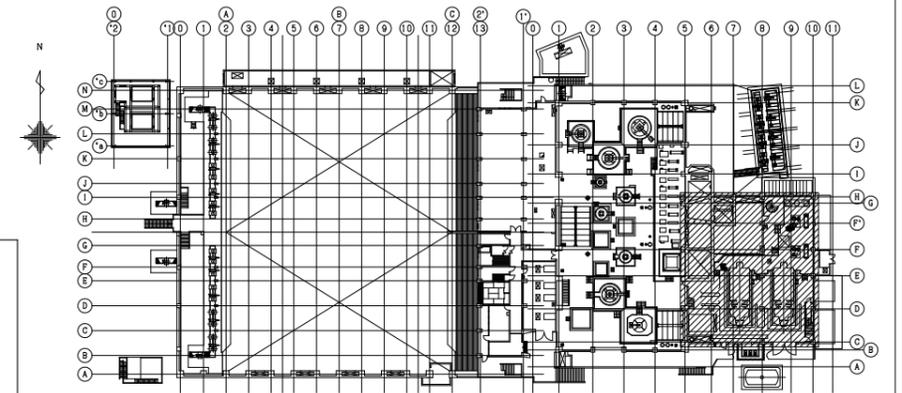
横浜市環境創造局下水道施設部下水道設備課(令和元年度)



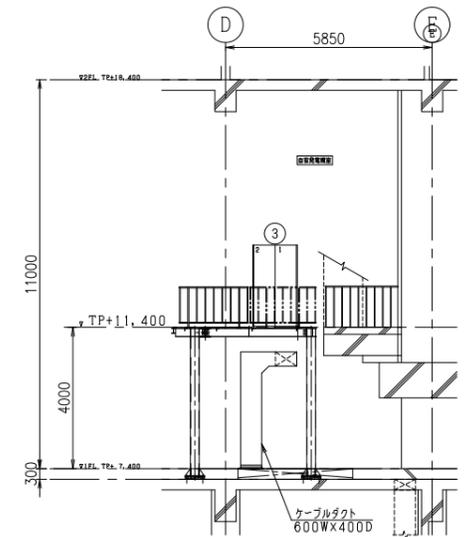
1階中段 平面図



1階 自家発電機室 平面図



KEY PLAN
新羽ポンプ場1F



C-C断面図

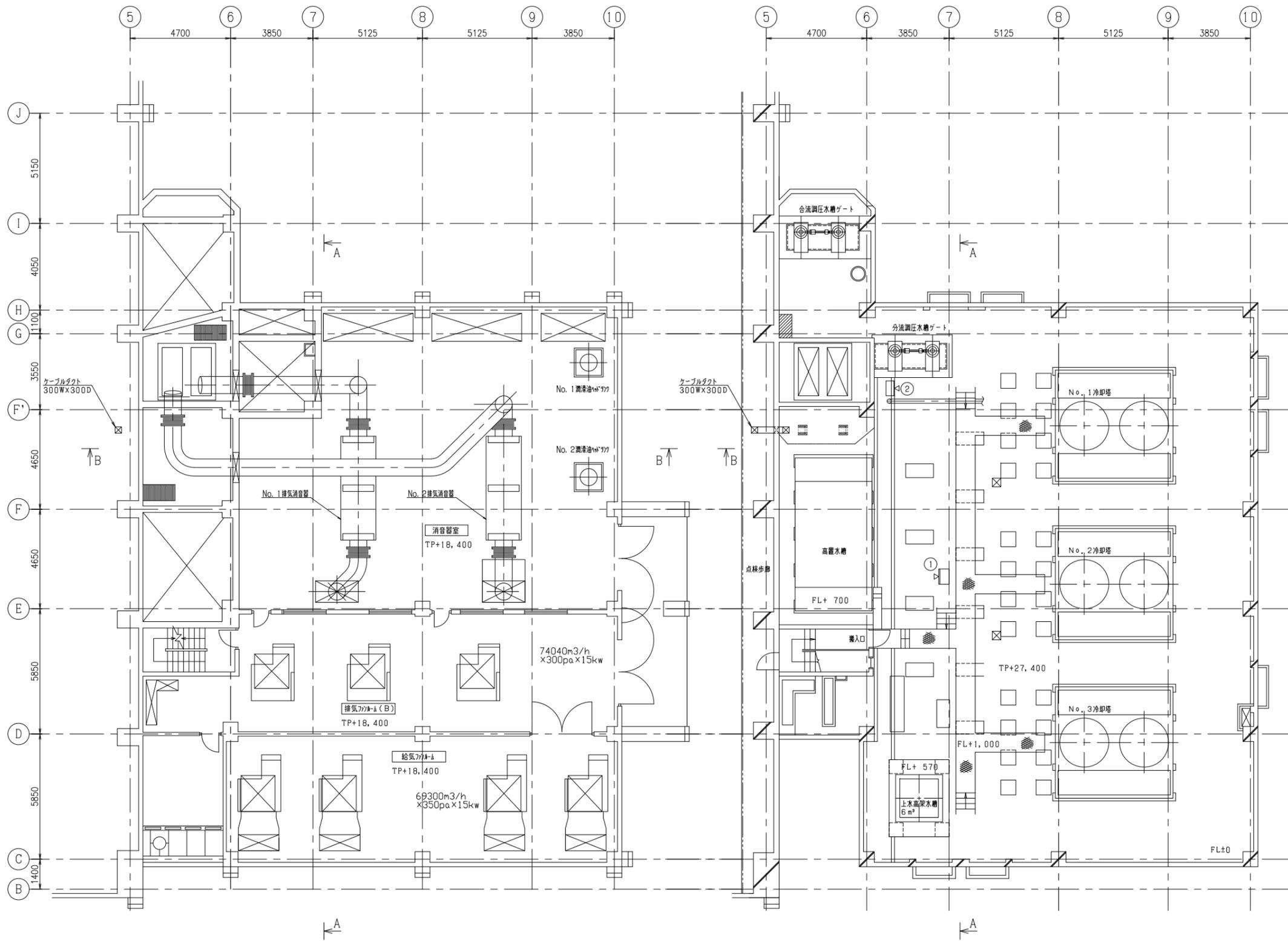
1階 自家発電機室 機器リスト

番号	機器記号	機器名称	面数	備考
①	NG-CC01	No.1発電機補機コントロールセンタ(1)/(5)	5	
②	NG-CC02	No.2発電機補機コントロールセンタ(1)/(4)	4	
③	NG-CC03	No.3発電機補機コントロールセンタ(1)/(2)	2	
④	NH-LB04	圧送スペース排気ファン	1	屋内壁掛形
⑤	-	No.1機棚	1	
⑥	-	No.2機棚	1	
⑦	LB-G6	No.1ターニング装置	1	
⑧	LB-G10	No.2ターニング装置	1	
⑨	-	ケーブル接続箱	1	
⑩	LB-G15	潤滑油移送ポンプ/排油ポンプ	1	屋内壁掛形
⑪	NH-LB03	圧送スペース排気ファン	1	屋内壁掛形

1階 自家発電機室 機器リスト

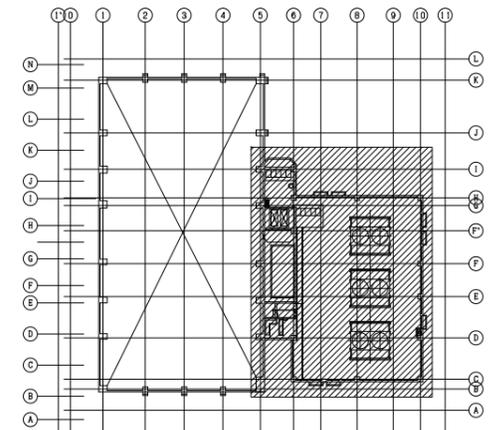
番号	機器記号	機器名称	面数	備考
⑫	GC-1	保護リレー	1	
⑬	GC-2	主回路	1	
⑭	GC-3	自家発電補機TRI次/タミロード	1	
⑮	GC-4	No.1発電機	1	
⑯	GC-5	No.1励磁装置	1	
⑰	GC-6	同期	1	
⑱	GC-7	No.2発電機	1	
⑲	GC-8	No.2励磁装置	1	
⑳	HCB	補機	1	
㉑	G1B1	No.1発電機計装	1	
㉒	G1B2	No.2発電機計装	1	
㉓	NG-RB01/04	補助継電器(自家発)-1/4	4	

図名	既設 1階自家発電機室平面図	縮尺	1/200
横浜市環境創造局下水道施設部下水道設備課(令和元年度)			



2階 平面図

3R階 平面図

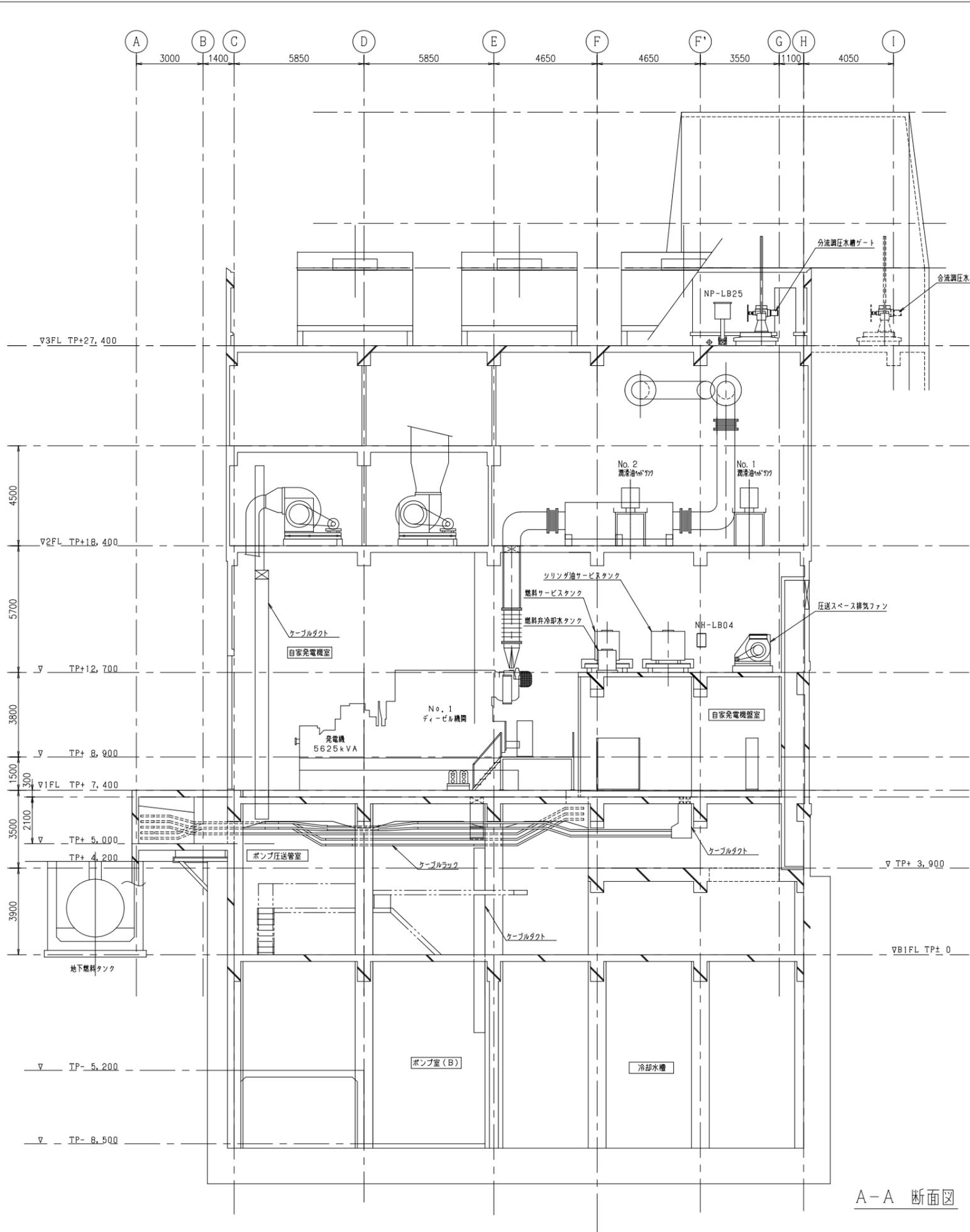


KEY PLAN
新羽ポンプ場3F

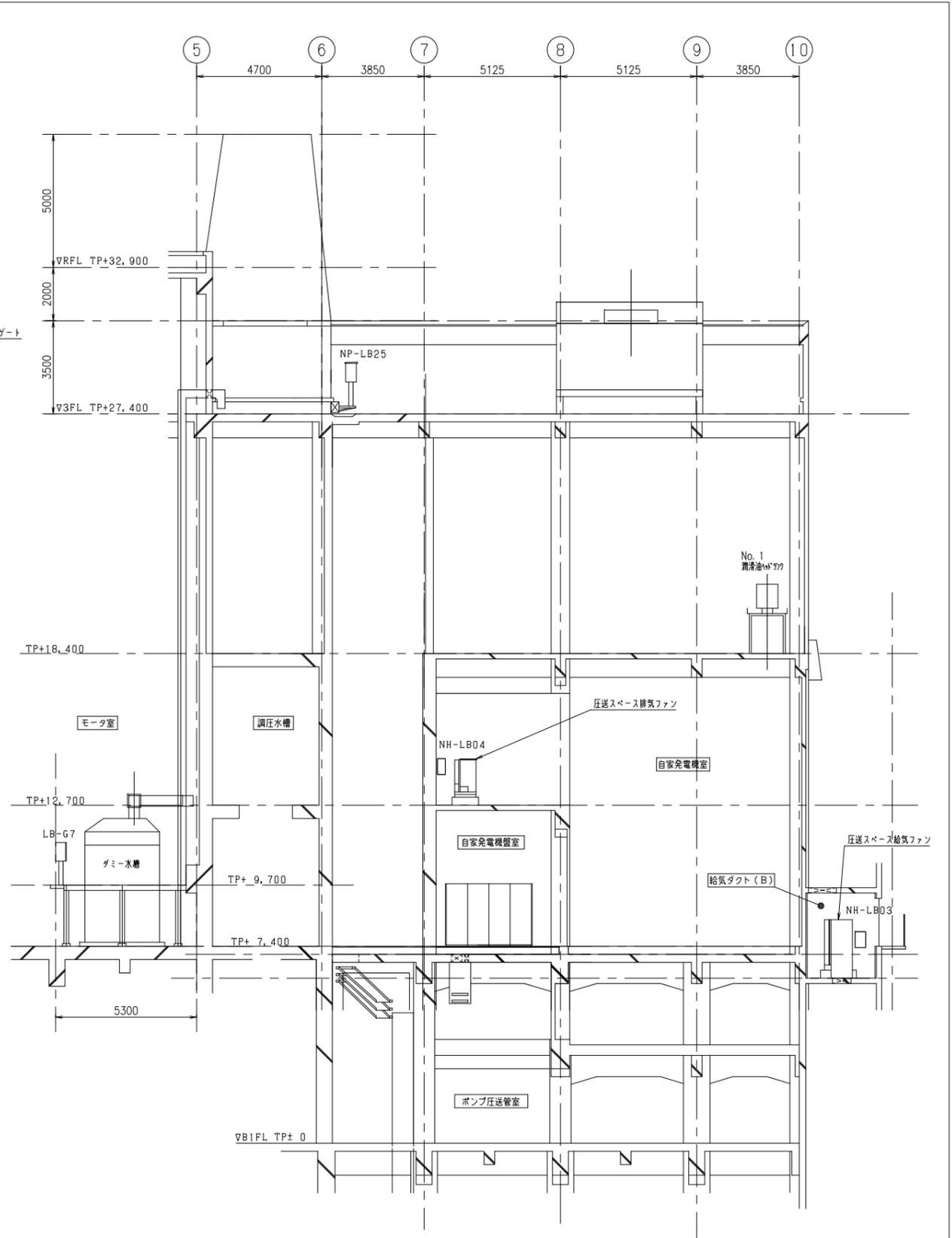
3R階 機器リスト

番号	機器記号	機器名称	タイプ	備考
①	LB-G1	冷却塔ファン		
②	NP-LB25	調圧水塔ゲート		

図名	既設 2, 3R階平面図	縮尺	1/200
----	--------------	----	-------



A-A 断面図



B-B 断面図

図名	既設 断面配置図	縮尺	1/200
横浜市環境創造局下水道施設部下水道設備課(令和元年度)			